

大川市観光パンフレット作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

大川市観光パンフレット「OKAWA CITY TOURISM GUIDE」は、当初作成から約10年が経過しており、旅行者の観光ニーズや来訪前の情報収集に係るニーズが時代と共に変化している状況を踏まえ、大川市の魅力や観光情報をわかりやすく掲載した観光パンフレットを作成する。

2. 業務の概要

(1) 業務名

大川市観光パンフレット作成業務

(2) 業務の内容

別紙「大川市観光パンフレット作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和7年3月28日まで

(4) 見積限度額

2,750千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4. スケジュール

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1) 公募開始及び参加申込受付開始 | 令和6年11月27日（水） |
| (2) 参加申込締切 | 令和6年12月13日（金） |
| (3) 質疑受付期間 | 令和6年11月27日（水）～12月3日（火） |
| (4) 質疑回答 | 令和6年12月4日（水） |
| (5) 企画提案書提出締切 | 令和6年12月20日（金） |
| (6) プレゼンテーション | 令和6年12月26日（木） |
| (7) 審査結果の通知・公表 | 令和7年1月7日（火） |
| (8) 委託契約締結 | 令和7年1月中旬 |

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 大川市及び他の地方公共団体から入札参加資格停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続の開始申立てがなされていないこと。

- (6) 福岡県内または福岡県近傍に事業所があり、かつ令和4年度以降において、地方自治体または観光協会等が発注した観光パンフレット制作について実績があること。
- (7) 提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出できる者であること。

6. 参加申込手続き

- (1) 「5. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、以下のとおり書類を提出すること。なお、参加申込書類の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(2) 提出書類

- ・参加申込書【様式1】
- ・誓約書兼同意書【様式2】（大川市暴力団排除条例に基づく）
- ・役員等名簿【様式2別紙】（大川市暴力団排除条例に基づく）
- ・印鑑登録証明書（写し可。書類提出日前3か月以内に発行されたもの。）
- ・財務諸表（直近2年分）
- ・国税、県税および市町村税の納税証明書（未納が無いことの証明書。写し可。書類提出日前3か月以内に発行されたもの。）
※国税は税務署指定様式「納税証明書その3の3」を使用すること。
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）（写し可。書類提出日前3か月以内に発行されたもの。）
- ・会社概要及び業務実績のわかる資料（任意様式、「5.参加資格（6）」の実績が確認できる契約書写し等を含むこと）

(3) 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先へ確認すること。提出期限を超えた場合は受付しないものとする。

(4) 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時必着

(5) 提出先

大川市役所 インテリア課 おおかわセールス係
〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256番地1
電話番号 0944-85-5570（直通）

7. 質疑受付・回答

(1) 質疑受付期間

令和6年11月27日（水）から令和6年12月3日（火）午後5時まで

(2) 質疑受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、【様式3】「質問書」に記入の上、電子メールにより提出すること。（提出先メールアドレス：okwsales_k@city.okawa.lg.jp）

口頭又は電話等による質問については対応しない。電子メールのタイトルは「【質問事項】大川市シティセールス事業業務委託（事業者名）」とすること。

電子メール送信後、必ず電話によりメール着信を確認すること。

(3) 回答

令和6年12月4日(水)午後5時までに、市ホームページにて公表回答する。

8. 提出書類等

大川市観光パンフレット作成業務委託仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で以下必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

① 提案書【様式4】

② 企画提案書(任意様式)

※1者1案までとし、大川市観光パンフレット作成業務委託仕様書記載事項の実施内容や独自の提案等を記載すること。

※表紙、目次を除き両面印刷とし、日本工業規格A4版サイズで15枚以内(両面で1枚)とすること。

③ 実施体制調書(任意様式)

④ 作業工程(スケジュール)表(任意様式)

⑤ 見積書(任意様式)

※見積合計金額は消費税等を含む額とし、内訳については消費税等を別途記載すること。

(2) 提出部数

各書類: 原本1部及び複写物10部(①、②、③、④、⑤)

見積書(原本)の宛先は「大川市長 江藤 義行」とし、企画者の所在地、事業者名、代表者氏名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、持参以外の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について確認すること。

(4) 提出期限

令和6年12月20日(金)午後5時までとする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「6. 参加申込手続き」の「(5) 提出先」のとおり

9. 審査方法等

(1) 審査体制

企画提案書の審査は、大川市職員等で構成された大川市観光パンフレット作成業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

(2) 審査方法

①選定委員会において、企画提案書、その他の提出書類によるプレゼンテーション審査を行う。

②プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。

③提出された企画提案書等やプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会による審査を行い、各委員の合計点数が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、同点の場合は、選定委員会で総合的に判断して決定する。

④参加者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

⑤各委員の採点した平均得点が120点満点換算で70点に満たない事業者は、受託候補者として選定しない。

(3) プレゼンテーションの実施

①実施日時：令和6年12月26日(木)午後2時

②実施場所：大川市役所 第3委員会室

③所要時間：1者につき、25分以内とする。

ア 企画提案プレゼンテーション：15分以内

イ 質疑応答：10分以内

④内容：企画提案書の説明

⑤参加人数：3人までとする。なお、プレゼンテーションについては、「8. 提出書類等 (1) ③「実施体制調書」(任意様式)」に記載のある者のいずれかが行うこと。

⑥使用機器：PCは参加者が持参し、プロジェクター(HDMIケーブル付属)は大川市が用意する。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果は、書面で参加者全員に通知する。審査結果についての問い合わせ及び異議申立てには一切応じない。

なお、契約締結完了後、契約締結相手方のみ大川市ホームページで公表する。

(5) 審査項目及び審査基準等

別紙1のとおり

10. 契約の締結

審査結果において合計点数が最も高い受託候補者と協議を行い、随意契約の方法により委託契約を締結する。ただし、当該受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提出者と協議できるものとする。

11. 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 2つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合(ただし、協力事業者等が複数

の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。)

キ その他、大川市があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、大川市が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない(誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く)。

(3) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提出者の負担とする。

1 2. 辞退

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式5】を速やかに次の方法で提出すること。

(1) 提出方法

持参または郵送

(2) 提出先

「6. 参加申込手続き」の「(5) 提出先」のとおり

1 3. その他留意事項

(1) 企画提案書提出者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、大川市情報公開条例(平成12年大川市条例第20号)にもとづく情報公開請求の対象となる。

(4) 災害等やむを得ない理由により、審査日の延期又は審査方法の変更を行う場合がある。

1 4. 問合せ先

大川市役所 インテリア課 おおかわセールス係

〒831-8601 福岡県大川市大字酒見256番地1

電話番号 0944-85-5570(直通) E-mail okwsales_k@city.okawa.lg.jp

【別紙1】企画提案書の配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準		配点
1 業務経歴	過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績を挙げているか。発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか。		10
2 業務実施体制	業務遂行に十分な体制（営業職以外の専属スタッフの配置等）を確保し、発注者との連絡調整や迅速な対応が可能であるか。		5
	実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。		5
3 見積価格	見積価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか。		5
4 業務内容	的確性	業務の目的及び内容への理解は十分であるか。	10
		全体のコンセプトや構成は、本市の魅力が十分伝わるものとなっているか。	10
		市内での周遊性や滞在時間の延長、再来訪が期待できるか。	10
	デザイン	思わず手に取り、読んでみたくなる要素が盛り込まれているか。	10
		写真やイラスト、キャッチフレーズ等が効果的に挿入されているか。	10
		年代を問わずみんなが分かりやすく洗練されたデザインとなっているか。	10
		本市を知らない人にも分かりやすい内容か。	10
	独創性	自社の強みを十分に活用した、オリジナリティのある独自の提案となっているか。	10
		インバウンド関連の提案が盛り込まれているか。	5
	プレゼンテーション	プレゼンテーションでの説明内容が明確で信頼できるか、質疑の回答が明確か。	10
合 計			120

配点5点の場合、優良：5点 優：4点 良：3点 可：2点 不可：0点 の5段階評価とし、配点に応じて係数を乗じて得点を算出する。